

---

プロジェクト 企業結合（ステップ2）

項目 公開草案に対するコメントへの対応

---

## 非支配株主との取引に係る個別財務諸表上の取扱い

### 公開草案に対するコメント

1. 現行の会計基準では、非支配株主から追加取得する子会社株式の取得原価は、親会社の個別財務諸表上、追加取得時における当該株式の時価とその対価となる財の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定することとされているが、公開草案では、非支配株主から自社の株式のみを対価として追加取得する子会社株式の取得原価は、親会社の個別財務諸表上、当該子会社の適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて算定することを提案している。
2. 公開草案で上記の提案を行ったのは以下の点を踏まえたものである（企業結合会計基準案第 120-2 項）。
  - (1) 連結会計基準案において、非支配株主との取引は資本取引として扱うとされた。
  - (2) (1)の扱いによれば、自社の株式のみを対価として子会社株式を追加取得した場合、個別財務諸表において子会社株式の取得原価を時価で測定しても、連結財務諸表上、その金額と減少する非支配株主持分の差額が資本剰余金となるため、子会社株式の取得原価は、結果として、連結財務諸表上における当該子会社の適正な帳簿価額による株主資本の額に基づくことになる。
  - (3) 連結財務諸表上は(2)の処理になる、すなわち非支配株主との取引の前後で連結上の資産及び負債が変動しないことを踏まえると、非支配株主から自社の株式のみを対価として追加取得する取引は外部取引ではなく内部取引ととらえ、個別財務諸表上においても、連結と同様に子会社株式の取得原価は、連結財務諸表上における当該子会社の適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて算定することが考えられる。
3. これに対して、以下のような理由により、公開草案の提案について再検討を求めるコメントが複数寄せられた。
  - (1) 当該処理は個別財務諸表と連結財務諸表の取扱いを極力合わせるという考え方が背景にあるが、この取扱いのみ合わせるという必然性はない。
  - (2) 連結財務諸表上における非支配株主との取引を資本取引と扱うことに変更することをもって、子会社株式の取得原価を時価ではなく適正な帳簿価額を基礎に算定することが不可欠とは必ずしもいえない。
  - (3) 子会社の適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて算定することにより、追加で検討を要する課題が生じる。例えば、1株当たり純資産と比較して株価が著しく低い子会社であると、親会社の個別財務諸表において追加取得した直後に減損処理となることが実務上起こり得る。

#### 第 86 回及び第 89 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

4. 第 86 回及び第 89 回企業結合専門委員会では、上記のコメントを踏まえて、以下の 2 つの案について検討を行った。

[案 1] 公開草案の提案を修正して現行の取扱い(「追加取得時における当該株式の時価とその対価となる財の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定」)を継続する

[案 2] 公開草案の提案(「当該子会社の適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて算定」)を維持する

専門委員会での審議では、最終的には[案 2]を支持する意見はなく、[案 1]を支持する意見が多く聞かれた。

- (1) 企業会計審議会では本会計基準を検討した時から、(自社の株式を対価として追加取得した子会社株式の取得原価を)時価で計上した場合、連結財務諸表上はのれんが計上されてその後は償却されることになるが、全面時価評価法の下でそれが適当なのか、という点が指摘されていた<sup>1</sup>。公開草案では連結財務諸表上、子会社株式の追加取得を資本取引として扱うことを提案しており、その場合、追加でのれんは発生しないことから、仮に個別財務諸表上は時価で計上しても当時の課題は解決される。なお、非支配株主との取引は外部取引と考えられるという見方を今後も継続できるのかという点はあるが、公開草案の提案に沿って会計処理を変更することにより解決しなければならない課題が多くあるということであれば、引き続き、概念上の検討を将来の課題として残しつつ、現行の実務に与える影響を少なくするという点から案 1 の対応もあり得ると思う。また、時価を基礎としつつ、一定の配慮を行うことが考えられないか。
- (2) 以前は、のれんを出さないという点を重視して簿価が良いと考えていたが、簿価で処理した場合に新たに発生する課題を解決しなければならないことや資本取引だから簿価ということは必ずしも言えないことを踏まえると、「案 1」がよいと思う。
- (3) [案 2]にすることによるデメリットをよく考えるべきであり、「案 1」でよいと思う。
- (4) 企業のマネジメントという面から考えると、子会社の財務内容は良く分かっており、時価が必ずしもマネジメントから見た価値を表しているわけではなく、株式交換と合併とで同じような経済事象で個別財務諸表の仕訳が異なるという不整合もある。しかし、現行の金融商品会計(減損)の取扱いを前提にすると案 1 でもやむを得ないと考える。

---

<sup>1</sup> 現行の企業結合会計基準第 120 項では「連結財務諸表上、支配獲得時に子会社の資産及び負債を全面的に評価替えしている限り、自社の株式を対価とする追加取得では、その前後において資産及び負債に変化はなく、追加的なれんを計上してその後の利益に影響させる意味もないという考えがあり得る」とされている。

## 検討

5. 第2項に記載のように、公開草案の提案は非支配株主との取引は資本取引として扱うことによる連結財務諸表上の処理となじみやすい点があるものの、必ずしも不可欠ともいえず、さらに、公開草案の提案によった場合、追加で検討を要する課題も指摘されている。
6. 特に、1株当たり純資産と比較して株価が著しく低い子会社であると、親会社の個別財務諸表において追加取得した直後に減損処理となることが実務上起こり得るという指摘に対する対応としては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における子会社株式の減損に関する規定との調整が必要となり、短期的な対応は困難とも考えられる。
7. 上記を踏まえ、企業結合（ステップ2）における対応としては、現行の実務に与える影響を勘案して、公開草案の提案を修正し、「案1」の現行の取扱いを継続することとしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

非支配株主との取引に係る個別財務諸表上の取扱いに関する上記の対応案(案1)について、ご意見あればいただきたい。

(数値例)

非支配株主との取引（株式交換、合併、現金）の仕訳例は以下のとおり。（子会社の非支配株主持分 400 に対して、対価（時価 600）を発行した（支払った）。なお、株式交換のケースにおいては新株発行に伴う増加すべき株主資本の全額をその他資本剰余金とした。）

（連結上、子会社株式の追加取得を資本取引として扱った場合）

	個別財務諸表	連結仕訳	連結財務諸表
株式交換 [案 1]	S 社株式 600/その他資本剰余金 600	非支配株主持分 400 / S 社株式 600 資本剰余金 200	資本剰余金 400
株式交換 [案 2]	S 社株式 400/その他資本剰余金 400	非支配株主持分 400/S 社株式 400	
合併[案 1]	(非支配株主持分相当額の会計処理) 諸資産 400 / その他資本剰余金 600 その他資本剰余金 200	仕訳なし	
合併[案 2]	(非支配株主持分相当額の会計処理) 諸資産 400/その他資本剰余金 400	仕訳なし	
現金	S 社株式 600/現金 600	非支配株主持分 400 / S 社株式 600 資本剰余金 200	資本剰余金 (200)

(現行)

	個別財務諸表	連結仕訳	連結財務諸表
株式交換	S 社株式 600/その他資本剰余金 600	非支配株主持分 400 / S 社株式 600 のれん 200	資本剰余金 600
合併	(非支配株主持分相当額の会計処理) 諸資産 400 / その他資本剰余金 600 のれん 200	仕訳なし	のれん 200
現金	S 社株式 600/現金 600	非支配株主持分 400 / S 社株式 600 のれん 200	のれん 200

以上